



# 長野県報

7月14日(木)  
平成28年  
(2016年)  
第2791号

## 目次

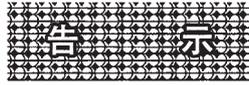
### 告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(保健・疾病対策課) .....	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(保健・疾病対策課) .....	2
保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課) .....	2
河川区域の変更による廃川敷地等及び関係図面の縦覧(河川課) .....	3
土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域の指定(砂防課) .....	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) .....	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) .....	4

### 公告

特定調達契約に係る一般競争入札(財産活用課) .....	4
特定非営利活動法人の設立の認証申請(3件)(県民協働課) .....	6
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(県民協働課) .....	6
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(農地整備課) .....	7
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧(農村振興課) .....	7
建設業法に基づく処分(建設政策課) .....	9
土地区画整理組合役員の就任の届出(都市・まちづくり課) .....	9
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課) .....	9
特定調達契約に係る一般競争入札(生活排水課) .....	9
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(企業局) .....	11
特定調達契約に係る一般競争入札(生活排水課) .....	11

正誤(農村振興課) .....	12
-----------------	----



**長野県告示第436号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成28年 7月14日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
野辺山高原薬局	南佐久郡南牧村野辺山109	平成28年 7月 1日
エミナス訪問看護ステーション	松本市笹賀5301-1	平成28年 7月 1日

保健・疾病対策課

**長野県告示第437号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成28年 7月14日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	辞退予告期間終了年月日
医療法人聖和会 旭町医院	須坂市大字須坂183	平成28年 3月31日
日本調剤 中込薬局	佐久市中込3568-95	平成28年 4月 1日
野辺山高原薬局	南佐久郡南牧村野辺山109	平成28年 6月30日

保健・疾病対策課

**長野県告示第438号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年 7月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
木曾郡木曾町三岳4685の1、4685の4、4685の6、4688の1
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林

づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第439号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年 7月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上伊那郡中川村四徳941の1、942の5、1282の36、1282の93、1282の97、1282の103
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第440号**

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県建設部河川課及び長野県飯田建設事務所において縦覧に供します。

平成28年7月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 河川の名称  
天竜川水系 一級河川 小渋川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成28年7月14日
- 3 廃川敷地等の位置  
下伊那郡大鹿村大字大河原1000番16地先から下伊那郡大鹿村大字大河原1000番8地先及び下伊那郡大鹿村大字大河原476番10地先から下伊那郡大鹿村大字大河原4759番25地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 8,129.28平方メートル
- 5 河川法施行法(昭和39年法律第168号)第18条の規定により、なお効力を有するものとされる旧河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

**長野県告示第441号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年7月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称  
日合、北小松尾、下栗尾、上栗尾、宮ノ脇、高市場、米田和、慶師、内花見、梶平、大田和、雨池、宮平、八重堀、樺内、石津、長瀬、花尾根越、根越、柿挟、代、笹久、泥平、南小松尾、佃見、長岩及び桐沢
- 2 指定の区域  
長野市及び大町市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に

供します。)

砂防課

**長野県伊那建設事務所告示第7号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年7月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年7月14日

長野県伊那建設事務所長 坂田浩一

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 152号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市高遠町大字藤沢4198番地先から伊那市高遠町大字藤沢4998番の1地先まで	旧	11.0~22.0 m	0.2212 km
同 上	新	11.0~22.0	0.2212

- 2 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 153号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡飯島町田切2662番の2地先から上伊那郡飯島町田切2602番の1地先まで	旧	40.6~61.6 m	0.1414 km
同 上	新	46.8~100.6	0.1414

- 3 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 車屋大久保線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市大字東春近2340番地先から伊那市大字東春近4086番地先まで	旧	5.0~9.0 m	0.6988 km
同 上	新	8.5~15.0	0.6988

道路管理課

## 長野県松本建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年7月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年7月14日

長野県松本建設事務所長 石井 杉 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上高地公園線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
松本市安曇上高地4466番の9地先から 松本市安曇上高地4466番の9地先まで	旧	6.4～77.1 m	0.7975 km
同 上	新	6.4～77.1 10.2～44.2	0.7975 0.6070

道路管理課

## 長野県伊那建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年7月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年7月14日

長野県伊那建設事務所長 坂田 浩 一

- 1 (1) 路線名 152号
- (2) 供用を開始する区間  
伊那市高遠町大字藤沢4198番地先から  
伊那市高遠町大字藤沢4998番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成28年7月14日
- 2 (1) 路線名 153号
- (2) 供用を開始する区間  
上伊那郡飯島町田切2662番の2地先から  
上伊那郡飯島町田切2602番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成28年7月16日
- 3 (1) 路線名 車屋大久保線
- (2) 供用を開始する区間  
伊那市大字東春近2340番地先から  
伊那市大字東春近4086番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成28年7月14日

道路管理課

## 長野県松本建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年7月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年7月14日

長野県松本建設事務所長 石井 杉 男

- 1 路線名 上高地公園線
- 2 供用を開始する区間  
松本市安曇上高地4466番の9地先から  
松本市安曇上高地4466番の9地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成28年7月19日午後1時

道路管理課



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年7月14日

長野県知事 阿部 守 一

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入をする物品等及び数量  
LED照明器具及び付属機器一式
  - (2) 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
  - (3) 借入期間  
平成28年10月1日から平成33年9月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
  - (4) 借入場所  
長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県庁西庁舎（詳細は、仕様書によります。）
  - (5) 入札方法  
1月当たりの貸貸額について行います（詳細は、入札説明書及び仕様書によります。）。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、競争入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格等
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参